松尾寺木造弘法大師坐像について

— (資料紹介) 香川県在銘彫刻 1—

松尾寺木造弘法大師坐像について

- (資料紹介) 香川県在銘彫刻 1

三好 賢子

ていたと考えられるものが多い。 寒平町榎井にある真言宗松尾寺は、明治の神仏分離の際、象頭山金毘 大権現の別当寺であった金光院や塔頭が廃し、僧侶が還俗するなかで、 な光院歴代住職の尊牌を託された普門院が、境内の外に移ってその寺号 を冠して存続するものである。こうした事情により、現在当寺に安置さ を冠して存続するものである。こうした事情により、現在当寺に安置さ を形にをである。こうした事情により、現在当寺に安置さ を形にをである。こうした事情により、現在当寺に安置さ を形にを考えられるものが多い。

開始されたものであることなどが判明した。

「三一九」正月、大仏師法眼定祐と小仏師兵部公定弁によって造像がなったが、うち木造弘法大師坐像(以下、本像ともする)については像内になったが、うち木造弘法大師坐像(以下、本像ともする)については像内になったが、うち木造弘法大師坐像(以下、本像ともする)については像内にかったが、うち木造弘法大師坐像(以下、本像ともする)については像内にが、本尊の釈迦三尊像をはじめ三十三観音像など二十件についておこをは、平成十九年度に松尾寺より本堂安置の諸衛出県立ミュージアムでは、平成十九年度に松尾寺より本堂安置の諸

大師信仰のひろがりを考えていく上で大変意義深いものといえる。現段本像は空海生地である讃岐において中世に遡る作例として、また当地のその肖像について確かな作例が乏しかったといっても過言ではない③。すでに知られている。しかし、香川においては空海出生の地でありながら、師法眼定審作の真言八祖像のレリーフ像であるが、高知県金剛頂寺像が行継作の愛媛仏木寺像が最古例として②、また嘉暦二年(二三二)大仏で海の彫像作例は、四国内においては、正和四年(二三二五)三位法橋

まなざしが穏やかで、他に類例のない温和な親しみやすい顔立ちも注目色で覆われ、当初の風貌からやや遠のいている感があるものの、とくに階においては在銘像としてはもちろん県内最古であり、表面を近世の彩

して、若干の考察を加えつつ紹介しようとするものである⑤。をの調査概要を改めて報告し、県内における貴重な在銘彫刻像の作例となった。さらに平成二十一年三月には文化財としての価値が認められ、四国新聞はじめ県内の各新聞紙面やテレビ放送局などが取り上る結果と四国新聞はじめ県内の各新聞紙面やテレビ放送局などが取り上る結果と当館では、調査後すぐに本像の調査成果について記者発表したところ⑥、

弘法大師坐像の概要(図版21~25

の調査データを記す。
影したが、その書き取りと判読は目視によっておこなった。以下、本像墨書銘は全図をカメラにおさめることが難しかったため、部分ごとに撮デジタルカメラ、赤外線デジタルカメラによる撮影をおこなった。像内デジタルカメラ、また中判カメラ、調査では、構造品質などの確認とともに法量計測、また中判カメラ、

形状

鼻孔をあらわし、口は小さめで唇も薄く、一文字に結ぶ。位はわずかに隆起し、首元はなだらかにつくる。鼻は鼻先の丸みが強く、し、顔は正面を向き、視線をやや下方に落とす。頭部は円頂、後頭部下椅子式の床座に趺坐する通例の弘法大師像で、胸をはって上体を起こ

て数珠をとる。
右手は強い角度で屈臂して胸前で五鈷杵をとり、左手は膝上におろし

は、 きのよい団子鼻であり、 造的なものヵ)。 る紐をのぞかせる。左肩にはまわしかけた袈裟をとめる鉤紐をあらわす。 左右非対称であることなどもあって、 た現状では眉の存在を捉えにくい。鼻はそれほど高くなく、鼻先が肉づ 体幹部の正中線からみて頭部はやや左に傾いている 着衣は、 ゆるくつきあわせて胸元を大きくひらく。 現実的に存在するかのような人間味をもった顔貌である。 内から覆肩衣、 眉はわずかな稜線でうっすらとあらわされ、 目が上瞼線をゆるやかに下げ、耳や眉とともに 裙、 袈裟をまとう。 理想的に整えられた顔というより 腹部中央に裙を結びとめ 覆肩衣は領を重ね合わさ (首の接続による構 彩色が落ち

[付属品]

水晶製数珠、 木製五鈷杵 (いずれも後補)。 沓、 水瓶は亡失。

五鈷杵は虫蝕がはげしい

法 量 単位はすべて、 センチメートル。

高

七五・一

下高

五三

十九・ 面 奥

張 顎

面 顎

幅

兀 Ŧī.

七〇・二 四六・七 胸 膝 奥 張 五二 六三・二

裾 肘 耳 頂 像

張 張

五三・三

二九・二 像

奥

0

腹

膝 左 十五. 右 十五・三

床

座 高 四 幅 九 四 ・ 五. 奥六六・八

[品質構造]

ヒノキ材 寄木造 玉眼嵌入 本堅地彩色仕上げ

面矧ぎして、 頭部と体部は別材とする。頭部は耳後を通る位置にて前後二材を矧ぐ⑤ 玉眼を嵌め入れ、 首元で体部に差し込んで接合する。

肉色、 黒色系漆 は薄い墨線で毛描きし、唇に淡い朱を注す。 眼は目頭、 衣部は茶褐色(檜皮色)とする。 (本堅地) 目尻に薄墨を注し、 が認められる。 瞳は中心と外輪を墨、 部、 彩色は白下地に肉身部は白 白下地の下層に、 虹彩は薄墨。 布貼り、 眉

は袖内に差し込む。 両肩先部、 材を合わせた横材をよせ、 膝前には腹部側に細い横材 一列は正中矧ぎ、三列目は両側各一材を矧ぎ、 体幹部は、 両手前膊袖部など左側部に四材、 左右二材を正中矧ぎしたものを前後四列とする。 右腰脇は地付き部の三角材が欠失する。 裾先の数箇所には小材を接ぐ。 (左右各二材を正中で矧ぐ)、 右側部に三材をよせ、 四列目は正中矧ぎとする。 膝部側は上下に二 左右の体側は、 前 面の一・

れた木製五輪塔が打ちとめられていた。 トル程度の深さに粗く刳りあげる。 認した。 へ墨書銘を記している。 した粗い仕上げであるのに対し、 ている。 像底に半月型の底板 体幹部は内刳りをほどこし、 (後補)(で)を嵌めていたが、これを外して像内を確 また、 その中央付近には鎹にて近世期に納入さ 後面材は平滑に刳りぬいて整え、そこ 体幹部前面材の内刳りは刀目をのこ 膝前部も地付から十一センチメー 五輪塔の側面にも墨書銘が記さ

左右腰脇の地付き部小材欠失。 (五鈷杵・数珠)、 裾先の一部、 左右両袖端地付き部も小材欠失®。 脚部の左端底部などの小材

も後補。 両脚の中央部には虫蝕が認められる。

※判読が困難な文字は□で表記、推定を ()内に示した。

、本体 像内背部 墨書 (図版36・37)

讃岐国仲郡 善福寺 御本願主

弘法大師御形像壹躰

右奉為 金輪聖皇天長地久御願圓満 公家安穏

武家泰平當國之事留守所在庁郡内郷内庄内安楽

寺院繁昌惣一天風□ (穹) 四海□(温) 泰乃至法界衆生

平等利益也敬白 文保三年己未正月十四日造立始之 大願主夏衆僧行慶僧宗円

大佛師唐橋法印門弟

法眼定祐

小佛師兵部公定弁

墨書され、筆は一貫しており、 銘記は、 像内の内刳りした背面部を、平滑に彫り整えたところへ 制作当初の造像記とみて間違いない

と思われる。

納入品

像内納入

木製五輪塔

ヒノキ材、 高 二四·七 幅 Ξ. 几 奥 三・四

図版28・29

基

[銘記] ※改行は/であらわす。

(正面)

(梵字五字 キャ、 カ、ラ、 バ、 ア)*権大僧都宥盛逆修 善根

*五輪法界真言。東方。

(梵字五字 キャー、カー、ラー、バー、アー)* 一見男**字五逆消滅 真言得果即身成佛

*五輪法界真言。南方。 **大日如来種子。

(梵字五字 キャン、カン、ラン、バン、アン)*佛舎利書物有之

(右側面)

(梵字五字 キャク、

カク、ラク、バク、アク)* 三月廿一日敬白

*五輪法界真言。北方。

*五輪法界真言。西方。

木製五輪塔納入文書

通

(図版38

紙本墨書、 縦三〇・四 横 四・〇

※判読を確定し難い文字には「ヵ」を付した。

敬白真言教主大日如来両部界会一切三宝境界而 **▼奉採造弘法大師一躰并三間四面御影堂一宇當山中古開山沙門権大**

僧都法印宥盛令法久住志深而偏咸端権現御前カタメ祈諸佛

加被権現御前ヒレフス或時権現有御納受神変奇特顕ワル

々々々文爰貴賤上下投金銀珎財事春雨之閏似草木 誠照不思儀一天是故一拝暫所望起叶悉地豈不崇哉不可仰

爰以僧都宥盛無比誓願ヲマシテ堂社佛閣建寺塔

道春而已 造佛像當山一ハカ建立畢如斯留授縁待慈尊成

《新聞里顧子》 于時慶長九甲辰三月廿一日 當山中古開山沙門法印宥盛(花押)

(釈迦如来種子)

奉供養佛舎利全粒二世安全所

骨 (新勒菩薩種子) 奉供養佛舎利

とが X線透過撮影により確認された (図版29)。 られる。 また、納入品 切り込みがあり、 空海忌日の三月二十一日に、 納入文書にみる筆跡は同様と認められ、 納入品一は、 なお、 一には二が折りたたんで納められていた⑤ 納入品一の背面、 像内背部中央、墨書銘の上に鎹で打ちとめられていた。 ここを刳り貫いたところへ舎利粒が納められているこ 金光院住職宥盛が記して納めたものと考え 四字目の梵字「バン」の箇所に丸型の いずれも慶長九年(一六〇四)、 五輪塔および

二考察

像容について

では向かって左へ顔をむける) 影堂の根本像を知ることはできないが、その第三伝とされる大阪金剛寺 に数珠をとる姿が確認できる 画像により、 が画像彫像ともに多い。 空海の肖像 (御影) その姿を推し測ることができ(回)、 は、 椅子式の牀座に趺坐し、 真如親王様といわれる形式であらわされるも 真如親王が写したという伝承をもつ高野山御 やや右を向いて 左手に五鈷杵、 (画面 右手

形式は画像によりながら、実存的な写実性を可能とし、生きて永久の瞑百年遠忌を翌年に控えて制作された東寺西院御影堂像もその筆頭である。正面を向くものが圧倒的に多い。現存最古で、天福元年(二三三)、四彫像も真如親王様の形式でつくられるものが多いが、画像とは異なり

は、 込み、 ている袈裟(かけ初めの部分) 懸け留められる部分の下方の端が、 にまとい、 想に入ったとする入定信仰を人々に具体的に意識させる姿といえる。 く開けて覆肩衣を着し、 画像・彫像を問わず空海像に共通してみられるものである(三)。 左端は膝前に畳まれている。 おおむね着衣方法などは真如親王様に共通する。胸元をひろ 左肩に袈裟をとめる鉤紐をあらわす。 腹部に裙の結び紐をのぞかせ、 は、下端が右は膝頭にかかって膝下に垂れ このような左腕にかかる袈裟の処理 左腕外へもたれ、その下にまわされ 。また、 袈裟は偏袒右肩 袈裟は左肩にて

であり、 0 11 いかわりに、 様の衣文も刻まれるが、やはり絵画の描線のような硬さをぬぐいきれな た可能性も考えられようか印の 画的な平板さも感じられ、 踏襲の意識はなく、かといって独自の穏やかさの表現を意識したとも 像や奈良元興寺像と比較してもその違いは明らかである。 にうねる曲線の表現にとどまる。近い時期のものとして、 にたわむのも、空海像に共通してみられるものだが、 なく画像を範にしたようなおとなしさに思える。 く難い。 胸前から左肩にかかる袈裟が上縁を折り返し、その縁端が波うつよう 全体を通してみても、 穏やかにまとめられたとみることもできるが、 むしろ、 メリハリの効いた躍動感も乏しい。 袈裟の折り返された部分に刻まれる四条の衣文には絵 本像の衣文や衣の動きには誇張的な表現もな 手本が画像もしくは板彫などの半肉像であっ 袈裟上端の折り返し部と、 動的というよりは 本像では、 やはり彫像では 和歌山 積極的, 膝前には松葉 わずか いな形式

肩と胸を覆って腹部の紐下へおさめられて処理されるが、右の胸元には見受けられる(図1)。ひとつは、袈裟の下に着した覆肩衣(a)が、両ろもある。着衣の表現は、正面と背面において辻褄の合わないところが先述のように着衣は通例の大師像に通じているものだが、特異なとこ

というよりは、 裙をまたいで、 別の布縁があらわれている。 ていないのである。像の正面と背面でこうした矛盾が生じるのは、まず 右肩として左肩から背面を右脇下へ流れていく袈裟の縁線とはつながっ きく弧を描いて覆肩衣のたわみを表現する衣文につながっていく。 仏師自身の理解不足もあるだろう。 袈裟は、その縁線を左胸にみせているが、これが何ゆえか背部中央の大 は背面へつながることもない。またひとつは、 して袈裟の下に二枚の衣を着すかのようだが、この不可思議な布縁は実 れて垂れている。 袈裟の右腹部下にたくし込まれ、その端が再び引き出さ 基にすべき下絵(二次元的なもの)に頼りすぎたためでは 図1では仮にこの別布を覆肩衣(b)としたが、一見 肌に直接着した覆肩衣(a)と腹前 だが積極的に理解を深めて取り組む 初めに左肩にかけられた の紐と 偏袒



図1 弘法大師像 部分

を助けているのだろう。ている感もある。全体を通して穏やかな彫り口の衣文が、こうした矛盾は一見分かりにくく、辻褄の合わない箇所でも、うまく融合させてみせないだろうか。正面と背面は、個別に見ればあり得る姿で、着衣の矛盾

るわけが、この「大仏師唐橋法印」 二九二) 四月、 は知り得ない(4)。 つまり大仏師法眼定祐は、 の肩書を付している。「大仏師唐橋法印門弟」で改行し、三字分下げて するには史料が乏しい。 師として「定」の名を冠して活動した一派であるかもしれないが、 者ともに「定祐」「定弁」との関連性は認められない。あるいは地方仏 院派仏師のひとりであることが指摘されている(三)。 彫真言八祖像の大仏師法眼定審は、 「法眼定祐」とあるので、「大仏師」は「法眼定祐」にもかかるのだろう。 「定」を冠する仏師として、 残念ながら、仏師「定祐」「定弁」の詳細は不明である。 禅師峯寺金剛力士像の仏師定明があげられるが、前者後 なお 「大仏師唐橋法印」 まず嘉暦二年(二三二七)二月、 「法眼定祐」 がいずれの仏師であるのかも管見で 院保に従っての造像が知られており、 は「大仏師唐橋法印門弟」と 門下であることを自称す また、 正応四年(一 金剛頂寺板 兀 国 一内では 判断

伝来について

いう由緒のみを特筆する必要があったのだろうか、奉安先が示されないでは特定できないことになる。しかし何ゆえ、善福寺が大師本願寺だとされるい。すなわち善福寺が、弘法大師を本願主とする由緒をもっまとされるい。すなわち善福寺が、弘法大師を本願主の弘法大師とみるべ「弘法大師」にかかる修辞句となり、善福寺本願主の弘法大師とみるべ「弘法大師」にかかる修辞句となり、善福寺御本願主」で始まるが、これは像内の造立銘記は「讃岐国仲郡善福寺御本願主」で始まるが、これは

奉ったと捉えたいが、 当寺御本願主」との意味があり、 避けたということはないだろうか。 れは間をやや離して記されている も不審ではある。 本願主」と二つの語句を記すところを、 善福寺へ奉安したとみることは無理なのだろうか。 度確認すると、 善福寺の願主である弘法大師の御影像を、 「讃岐国仲郡」 推測であり、 弘法大師本願の善福寺へその御影像を 「善福寺」「御本願主」の語句それぞ 今後の史学、 冒頭の一文は「讃岐国仲郡善福寺、 「讃岐国仲郡善福寺」 「善福寺」 古文書学の検討に委ね の語が重なるのを 銘記の書き振りを やはりそ 「善福寺

所在する。 を「奈加」とする。 は早くから発展し、 ひろがり、 分からない。 善福寺については古記録にも確認できず、 郡内には智証大師円珍の創建とする金倉寺や、金刀比羅宮が 金刀比羅宮を抱える象頭山 仲郡 古くから山 仲郡は、 は、 那賀、 北に流れて瀬戸内海へ注ぐ金倉川を中央に 岳信仰の霊地であったようだ。 那珂、 中とも記し、 (琴平山) やその北の大麻山の麓 残念ながら具体的なことが 「倭名類聚抄」 は訓



図2 像内墨書(部分)

本像の造立には在地の多くの僧俗が関わっていたのではないだろうか。 内容は、 して、 守所も在庁も、 性もあろう。願文のいう、公家の安穏、 ない(エ)。また両名は「大願主」であったが、 担った僧をさす場合とがあるようで、 僧をさす場合と、 宗円に上下関係はないだろう。「夏衆」は寺院によって、夏安居の修行 願主夏衆」はおそらく「僧行慶」「僧宗円」 仲郡だけでなく多度郡へも広げて検討する必要もあるかもしれない。 そして善通寺と札所寺院が集中する地域である。 ど古代建立の寺院が多い。現在も曼荼羅寺のほか、 いずれの寺院に属する僧かは分からないが、 く多度郡にも視野を広げれば、 さて「大願主夏衆僧行慶僧宗円」であるが、 また仲郡に隣接する多度郡も、 まずは善通寺があげられるだろう(音)。 多くの僧俗が願主となっていたからこそとも思える。 郡、 諸堂に勤仕する堂衆などのうち、 郷、 庄内いたるところすべての安楽を願うといった 弘法大師御本願という由緒をもつ寺院と 古より発展し、 身分的な立場も不明とせざるを得 武家の泰平、 両者にかかるものであろう。 ほか複数の願主もいた可能 僧官僧位をもたない行慶と 善福寺の所在は、 一行に記されており 仲村 あるいは仲郡だけでな 仏への供花の役割を 出釈迦寺、 讃岐国、 廃寺や曼荼羅寺な そして留 甲山 おそらく あるい 大

当初は、 \mathcal{O} 再興開眼されたことがわかる。 慶長九年(一六〇四)空海の忌日三月一 御影堂も建立されたことになっている(窓)。 本像の事情が明らかにたどれるのは、 (図版38) に施されたものであろう。 結縁交名を記した納入品などが籠められていたかもしれない。 により、 近世再興時において仲郡内の象頭山金光院御影堂に 象頭山金光院の御影堂本尊として宥盛によって また文書の記述では、 「奉採造」 + 近世期にいたってからである。 とあり、 日に木製五輪塔へ納入された 造立当初の安置寺院 現在の表面彩色はこ この時、 間 が

いただきたい

ともできるかもしれない 安座されたということは、 造立時よりこの仲郡内を出ていないとみるこ

は現松尾寺へ移座されていたとみて良いのではなかろうか。 立像国と伝智証大師作の不動明王立像のみであったという図。この頃に すでに大師堂 とを記した『年々日記』(②明治二年(一八六九)四月十二日条によると、 るが「御影堂」についての記述はみられない。しかし、多和神社社人で 焼却されたようであるが、この時に残されたのは伝弘法大師作の聖観音 高松藩皇学寮の教授であった松岡調が、 ⒀には、廃止堂宇として「阿弥陀堂」「観音堂」などの仏堂が掲げられ ることはできないが、慶応四年(「八六八)の「金刀比羅宮神仏分離調書」 舎の機能を変貌させるなかで移されたのであろう。具体的な経緯をたど 五年六月には、仏像・仏具の処分が始められたといい、八月には多くが 護摩堂大師堂なと行見に内にハ檀一つさへなけれハ」とあり、この時 そして現松尾寺へは、金光院が神仏分離にともなってその伽藍や各堂 (御影堂) の外へ移されていた可能性はあるだろう。 明治 金刀比羅宮に参詣したおりのこ

郡域の寺社調査を通じて、 をみるにも貴重であろう。今後に引き続き、新たな史料の確認や仲多度 前半にさかのぼる本像は、 の奉安先や、願主および仏師の詳細、また如何なる経緯で金光院御影堂 来という二つのことについて、粗雑ながら私見を書き連ねてみた。当初 へ迎えられることとなったのかなど、多くは未解明であるが、十四世紀 以上、松尾寺弘法大師坐像の調査概要を報告するとともに、像容と伝 また彫刻史ほか中世史などの学究からも、ご批判ご叱正 これらのことが多少なりとも解明されること 生地である讃岐における大師信仰のひろがり

(1)平成二十年二月二十九日 ある。なお、所属と肩書きはいずれも当時。 十日(木)、十一日(金) の日程で本調査を実施した。調査者は以下のとおりで (金) に下見調査、 同年七月七日 (月)、 八日

銘文解読 赤外線カメラ撮影 義道 賢子(香川県立ミュージアム)

川東 富士川 仁 芳文(分館 (分館 瀬戸内海歴史民俗資料館

別役 佳代(香川県立ミュージアム 嘱託職員)

(2)毛利久「伊予仏木寺の弘法大師像」(『仏教芸術』一〇〇号、昭和五十年)

(3)三豊市大興寺には、建治二年(一二七六)大仏師法橋佐慶作の天台大師像

化財保護委員会、昭和四十年)。 っておらず言及を控えた。『四国八十八箇所を中心とする文化財(香川県)』(文 ており、松尾寺像より遡る古例とみることができるが、 川県指定有形文化財)とほぼ構造が同じで同作とされる弘法大師像が確認され 現段階で実査にはいた

(4)平成二十年七月三十一日、県政記者室(広聴広報課)にて「県内最古の在銘弘 法大師坐像の新発見について」と題してプレス発表をおこなった。

(5)これまで、本弘法大師像については、「ミュージアム調査速報」として『NEW 二十二年二月)においてその概要を紹介している。 S 秋号』以1(平成二十年九月)、また企画展示「仏の美 解説シート」(平成

(6)首枘底部をみると、頭部前面材はさらに左右二材を矧ぐようである。 は十二・八センチメートル、矧ぎ位置は、正中ではなく、 右から五・二センチ

(7)タテ九・八、ヨコ二五・二センチメートル。

(8)地付面において、膝前材の幅は六十九・五、 て、体部左右側面下部は後補の彫りなおしもあるか。 トルとなっており、袖端垂下部には別材が寄せられていた可能性が高い。よっ 体部材の幅は六十三・七センチメー

(9)五輪塔についてはX線透過調査をおこない(X線透過撮影は当館職員髙木敬子 が、その後、納入文書が松尾寺御住職により取り出された。 が実施)、内部に舎利粒と文書らしきものが納入されていることを確認していた

- 和五十九年)。 (①)濱田隆「弘法大師像の成立と展開」(『密教美術大観 第四巻』朝日新聞社、昭
- (11)田邉三郎助「東寺西院御影堂の弘法大師像」(『国華』九一〇号、昭和四十三年)
- 仏師の系譜と造像』横浜市歴史博物館、平成七年)(13)清水真澄「院派仏師の作例と活動」(『特別展 中世の世界に誘う 仏像 院派
- したい。 という御意見をいただいたが、現段階では検証が充分でなく今後の検討課題とという御意見をいただいたが、現段階では検証が充分でなく今後の検討課題と法華経奥書にみえる書写場所、京都「唐橋末法住寺辺」との関連を想起させる(4)田邉三郎助氏より、「唐橋」について、寿永二年(一一八三)の運慶願経書写の
- かる。 師御建立」と記され、この頃には空海の本願所として認識されていたことがわ(16)寛仁二年(一〇一八)「讃岐国善通寺司解」(東寺百合文書)に、「件寺為弘法大
- 宗教』(岩波書店、平成二年)。 これらの区別が截然としていなかったともいう。黒田俊雄『日本中世の社会と(汀)大寺院の場合は学侶の下に行人や夏衆などが組織されていたが、地方寺社では
- (8)大崎定一は「金刀比羅宮の御影堂が一時退転した可能性もあるか。 変遷図を所載する〈日本観光文化研究所編集『金毘羅庶民信仰資料集 第一巻』 変遷図を所載する〈日本観光文化研究所編集『金毘羅庶民信仰資料集 第一巻』 を選図を所載する〈日本観光文化研究所編集『金毘羅庶民信仰資料集 第一巻』 みえていない。宥盛建立の御影堂が一時退転した可能性もあるか。
- (1))辻善之助、村上専精、鷲尾順敬編『新編・明治維新 神仏分離史料 第九巻

- (2)『年々日記』明治二年 二十二、さぬき市志度多和文庫蔵
- していたものを、明治五年八月四日に焼却したという。前掲註19。して存置したる」とあるが、「一般仏像は仏堂廃止と共に一個所に取纏め蔵置」「金刀比羅宮神仏分離調書」によると、「仏菩薩の図像中重なるものは、宝物と(21)現在、金刀比羅宮宝物館に展示される重要文化財 木造十一面観音立像である。
- (2)『町史ことひら 3近世 近代・現代 通史編』(琴平町、平成十四年)。

付記

啓一氏に御教示いただきました。ここに記して謝意を表します。 啓一氏に御教示いただきました。本稿執筆中、仲郡域や像内銘記の解釈について香川県観光振興課渋谷像内墨書銘また五輪塔納入文書の解読では、香川大学教授田中健二氏に御教示いた定にあたり、京都大学大学院教授根立研介氏には御指導・御助言いただき、とくに定にあたり、京都大学大学院教授根立研介氏には御指導・御助言いただき、とくにな御理解と御協力を頂戴しました。また、平成二十一年三月の香川県有形文化財指本弘法大師像の調査および本稿執筆にあたり、松尾寺御住職横山隆也師には甚大本弘法大師像の調査および本稿執筆にあたり、松尾寺御住職横山隆也師には甚大

調査概要報告書(平成二十一年一月記)をもとに加筆改変したものである。なお本稿は、香川県教育委員会文化財保護審議委員会の審議資料として提供した

(みよし・まさこ 当館専門学芸員)